

職位別の就業規則と利用できる現行制度（医師・歯科医師）

* 一覧表内の育児・介護短時間勤務制度については大学独自の規程であり、国の制度より優遇された制度です。

イベント		職位	助教以上	助教（准）	臨床研修専任指導医	レジデント
育児・介護短時間勤務制度	育児	対象者	8歳未満の実子又は養子と同居			小学校就学前までの実子又は養子と同居
		利用期間	8歳に達する年の年度末まで			小学校就学月の前月まで
	介護	対象者	父母又は義父母が要介護認定状態			父母又は義父母が要介護認定状態
		利用期間	利用開始から5年の間で5回まで			利用開始から5年の間で5回まで
	勤務時間	2日以上/週 4時間以上/日 ※事情により1日/週の場合、勤務時間は7時間20分			2日以上/週 4時間以上/日	
	当直勤務	免除あり			免除なし	
	定員	定員外 (所属部署定員の20%以内) ※1名未満は切り上げ			定員外 (レジデント定員の10%以内) ※1名未満は切り上げ	
賃金	実労働時間分 ※子が3歳以上の場合は実労働時間分×80%			実労働時間分 ※子が3歳以上の場合は実労働時間分×80%		
院外研修	1週につき半日1回 (年間30日以内)		院内診療時間週20時間未満の場合 →1週につき半日1回 (年間30日以内) 院内診療時間 週20時間以上の場合 →1週につき1日以内又は半日2回以内 (年間60日以内)		院内診療時間 週20時間未満の場合 →1週につき半日1回 (年間30日以内) 院内診療時間 週20時間以上の場合 →1週につき1日以内又は半日2回以内 (年間60日以内)	
結婚	特別休暇 5日					
産前・産後	期間	産前	出産6週間前、本人の申し出による 多胎妊娠の場合14週間			出産6週間前、本人の申し出による 多胎妊娠の場合14週間
		産後	産後8週間 ※医師の承諾があれば6週間でも可 ※産前の休業が42日に満たなければ産後に日数を加えることが可能			産後8週間 ※医師の承諾があれば6週間でも可
	公的支援	給与が支給されるため対象外			出産手当金（私学事業団） 標準報酬日額の3分の2	
	産後/育休 (2022年10月以降 取得可能)	子の産後8週間以内に4週間まで取得可能 (分割して2回取得可) 休業中は育児休業給付金(雇用保険)から支給 標準報酬日額の3分の2 ※休業中の就業はひと月10日または就業時間80時間以内で可			-	
配偶者の出産に係る 休暇	配偶者の出産にかかわる休暇(育児目的休暇) 2日			有給		
母性健康 管理の 休暇・ 制限	産前 妊娠中 産後 (1年以内)	妊娠中又は産後1年未満で健康診査を受診 ・妊娠23週まで → 4週に1回 ・妊娠24週から35週 → 2週に1回 ・妊娠36週から出産 → 1週に1回	有給		妊娠中又は産後1年未満で健康診査を受診 ・妊娠23週まで → 4週に1回 ・妊娠24週から35週 → 2週に1回 ・妊娠36週から出産 → 1週に1回	
		通勤緩和 ・1時間の勤務時間短縮 ・1時間以内の時差出勤	無給		通勤緩和 ・1時間の勤務時間短縮 ・1時間以内の時差出勤	
	妊娠中の休憩 ・休憩時間の延長、休憩の回数の増加	無給		妊娠中の休憩 ・休憩時間の延長、休憩の回数の増加		
	作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等	有給		作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等		
育児時間、授乳など(1日2回各30分間) ※業務中に職場を離れる場合のみ	有給		育児時間、授乳など(1日2回各30分間) ※業務中に職場を離れる場合のみ			
子の 休暇 看護	対象者	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもので、子の疾病、健康診断、予防接種などの場合			小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもので、子の疾病、健康診断、予防接種などの場合	
	日数	1人の場合は1年間につき5日間まで、2人以上の場合は年間10日間まで			1人の場合は1年間につき5日間まで、2人以上の場合は年間10日間	
	取得方法	1日単位又は時間単位			1日単位又は時間単位	
介護 休暇	対象者	要介護状態にある対象家族を介護するもの			要介護状態にある対象家族を介護するもの	
	日数	1人の場合は1年間につき5日間まで、2人以上の場合は年間10日間まで			1人の場合は1年間につき5日間まで、2人以上の場合は年間10日間	
	取得方法	1日単位又は時間単位			1日単位又は時間単位	
の育 児時 間・ 制限 介護	所定外労働 の制限	3歳未満の子を養育または対象家族を介護			3歳未満の子を養育または対象家族を介護	
	時間外労働 の制限	小学校就学の始期に達するまでの子または対象家族を介護			小学校就学の始期に達するまでの子または対象家族を介護	
	深夜業の制限	小学校就学の始期に達するまでの子または対象家族を介護 (午後10時から午前5時までの労働) 制限			小学校就学の始期に達するまでの子または対象家族を介護 (午後10時から午前5時までの労働) 制限	
休業	育児 休業	対象者	1歳未満の子と同居するもの ※子が1歳6ヶ月までに契約終了しない			1歳未満の子と同居するもの ※子が1歳6ヶ月までに契約終了しない
		期間	原則出生翌日から1歳に達する日(誕生日前日)			原則出生翌日から1歳に達する日(誕生日前日)
	取得回数	1回(2022年9月まで) 分割して2回取得可能(2022年10月以降)			1回(2022年9月まで) 分割して2回取得可能(2022年10月以降)	
	公的支援	育児休業給付金(雇用保険から支給) ※休業開始時賃金日額×支給日数×67%			育児休業給付金(雇用保険から支給) ※休業開始時賃金日額×支給日数×67%	
介護 休業	対象者	要介護状態の家族を2週間以上常時介護する者 (配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹又は孫、配偶者の父母並びに同居している配偶者の祖父母)			要介護状態の家族を2週間以上常時介護する者 (配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹又は孫、配偶者の父母並びに同居している配偶者の祖父母)	
	期間	対象家族1人につき通算93日間の範囲内で3回			対象家族1人につき通算93日間の範囲内で3回	
公的支援	介護休業給付金(雇用保険から支給) ※休業開始時賃金日額×支給日数×67%			介護休業給付金(雇用保険から支給) ※休業開始時賃金日額×支給日数×67%		

女性または母親のみに該当する項目
男性または父親のみに該当する項目

※ 制度についての詳細は人事管理課 勤怠担当にお問合せください (内線2163)

2022年11月1日更新